（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)・(2)　（略） (3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数 ㈠・㈡　（略） ㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（㈣に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数 ａ～ｅ　（略）	二　令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)・(2)　（略） (3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数 ㈠・㈡　（略） ㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（㈣に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数 ａ～ｅ　（略）
㈣　（略）	㈣　（略）
(4)～(9)　（略）	(4)～(9)　（略）
ロ～ニ　（略）	ロ～ニ　（略）

○厚生労働省告示第二百四十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百三十七　（略）	一～百三十七　（略）
百三十八　ゾンゲルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十九～百四十六　（略）	百三十八～百四十五　（略）
百四十七　タレトレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百四十八～二百二十九　（略）	百四十六～二百二十七　（略）
二百三十　ボラシデニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
二百三十一～二百五十六　（略）	二百二十八～二百五十三　（略）
二百五十七　ルテチウムビピボチドテトラキセタン(^{177}Lu)及びその製剤	（新設）
二百五十八～二百八十二　（略）	二百五十四～二百七十八　（略）

○厚生労働省告示第二百四十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第百九十六号）を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

別表中りん酸トリフェニルの項を加える改正規定を削る。

○国土交通省告示第八百八十六号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十五条の十第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示を次のように定め、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示

1　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条の十第二号の告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準は別表第一のとおりとする。

2　規則第六十五条の十第四号の告示で定める基準は別表第二のとおりとする。

3　規則第六十五条の十第五号の告示で定める基準は別表第三のとおりとする。